



平成20年8月25日

各 位

会社名 新光証券株式会社
住 所 東京都中央区八重洲二丁目4番1号
代表者 取締役社長 草間 高志
コード 8606
問合せ先 広報・IR部長 大坪 教光
電話番号 03-5203-6413

スタンダードチャータード銀行と新光証券における金融商品仲介業務に関する業務提携

スタンダードチャータード銀行（本店：ロンドン、東京支店：東京都千代田区、日本における代表者：パトリック・ジロ、コンシューマーバンキング代表：ラリー・チャン）と新光証券株式会社は金融商品仲介業に関する業務提携を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 業務提携の内容

今回の提携によりスタンダードチャータード銀行は新光証券の委託を受け、日本国内のお客様に対し（有価証券の売買など）の仲介行為や勧誘行為を行います。

提携する仲介業務内容は、スタンダードチャータード銀行が新光証券の証券取引口座開設の勧誘と取次ぎ、新光証券の取扱っている仕組債をはじめとした債券等を販売致します。

2. 取扱業務

- ① 新光証券の証券取引口座開設の勧誘と取次ぎ
- ② 仕組債をはじめとした債券等の売買注文の取次ぎ

3. 取扱開始日

平成20年9月1日（月）から開始いたします。

4. 取扱窓口

スタンダードチャータード銀行 丸の内支店（電話番号0120-989-800）にて取扱を開始します。

なお当該丸の内支店では、プライオリティバンキングと称し、総預入残高2,000万円相当額以上のお客様向けの金融サービスを提供しております。

5. 本業務提携の狙い

今回の業務提携を通じて、スタンダードチャータード銀行は、多様化する日本国内のお客様への資産運用ニーズにお応えすることが可能になる一方、弊社は顧客基盤の拡大を図ることができます。

以上